

2014年3月29日

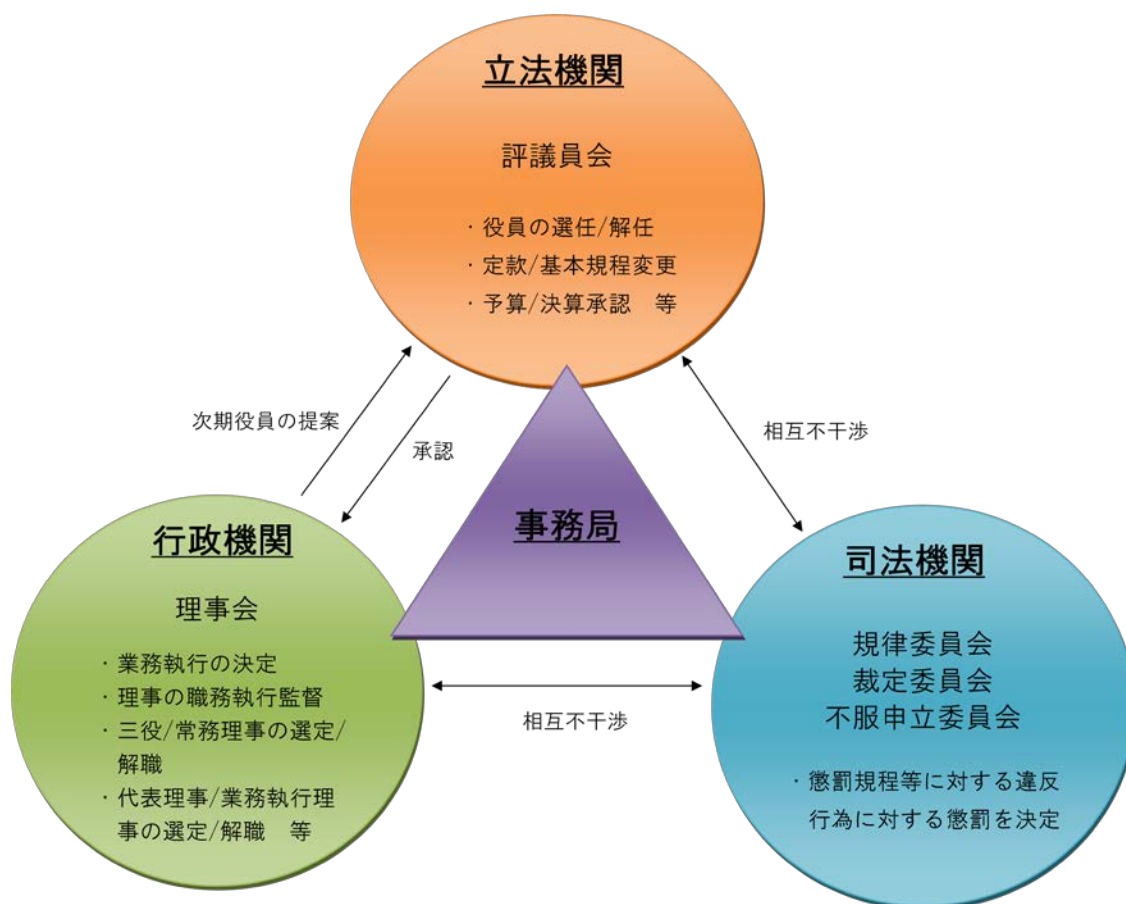
FIFA 標準規約対応について

経緯・理由

- 2013年5月30日のFIFA総会にて、FIFA規約が修正され、「加盟協会は、FIFA標準規約に準拠した規約を承認すること」が加盟協会の義務となった。
- 2013年9月2日に開催されたFIFA加盟協会委員会にて、加盟協会の規約がFIFA標準規約に準拠しておらず、選挙実施が近く予定されている協会として、日本を含む13協会が挙げられ、規約を選挙以前に改訂するべきである旨が決議された。
- FIFAとの数度のミーティングを踏まえ、2014年3月5日FIFA代表団とJFAとのミーティングがJFAハウスで開催された。現行のJFA規約につき、改訂や対応が必要なことを1年以内で実施する事を条件とし、FIFAは、今回(2014年3月)の改選の実施を「例外的に」認める意向を示した。これは、FIFAがJFAの役員改選期を2014年7月と認識していたが、公益財団法人化による決算期の移行により次回の役員改選が2014年3月であることを説明したことにより「例外的に」認められたものである。
- 本件に関して、2014年3月13日のJFA理事会にて説明、3月17日のFIFA加盟協会委員会決定が最終である事を認識した上で、1年以内の規約改訂に関する了解を得た。
- 2014年3月10日、FIFAとJFAのミーティングにおける合意事項に関する最終的なレターがFIFAより送付され、その内容が、3月17日に開催されたFIFA加盟協会委員会にて承認された。
- 2014年3月18日、FIFAよりレターが送付され、3月17日に開催されたFIFA加盟協会委員会にて承認された事が、JFAに通知された。

FIFA標準規約における各機関の考え方 (2013年11月理事会にて承認・4/1より施行)

- 立法機関・行政機関・司法機関による三権分立



FIFA 加盟協

会委員会における主な決定事項 (2014 年 3 月理事会にて、FIFA 加盟協会委員会での決定をもって承認することとした)

1. 理事会任期 / 司法機関任期
2. 理事会の選出
3. 会長、副会長、理事会メンバーの選出
4. JFA 規約
5. JFA におけるステークホルダーのより広い代表権

今後の行程 (2014 年)

- 4 月～9 月 : 定款・基本規程の改訂に関する作業 (理事 / 評議員 / 司法機関任期と評議員構成等)
- 10 月 : F I F A へ規約改訂(案)の提出
- 12 月末 : J F A 臨時評議員会で定款・基本規程の改訂